

長岡市会計年度任用職員（地域おこし協力隊（アーバンスポーツ
コーディネーター））の勤務条件等について

- 1 勤務場所 市民協働推進部スポーツ振興課
- 2 職務内容 アーバンスポーツの普及・振興に関する業務
- 3 任用期間 任用日から令和8年3月31日まで
但し、任命権者が公務の運営上特に必要と認める者については、再度の任用をすることがある。
- 4 条件付採用期間 任用日から1か月間
但し、実勤務日数が少ない場合、延長することがある。
- 5 勤務時間 週4日 午前8時30分から午後5時まで（休憩1時間）
- 6 基本給 月額213,135円
支払日は長岡市職員の給与支払日（原則として、毎月21日：金融機関休業日の場合は直前の営業日）
- 7 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給（支給割合は各1.7625月を基本とし、基準日以前6か月における在職期間及び勤務状況等に応じた割合とする）
- 8 通勤手当 通勤距離（片道）に応じた額を支給（徒歩で通勤する場合は支給対象外）
- 9 休日 別途勤務表で指定する日（4週8休、国民の祝日に関する法律に定める休日に相当する日及び年末年始（12月29日から1月3日）又はそれに相当する日）
- 10 年次休暇 7日（通年で再度任用された場合の新規付与日数は前年度付与日数に2日を加えた日数とし、20日を限度とする）
- 11 育児休業等 育児休業、部分休業（一定の要件を満たす場合に限る）
- 12 特別休暇等 忌引、夏季休暇、結婚休暇等（一定の要件を満たす場合に限る）
- 13 社会保険等 健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入（要件を満たす場合に加入）

14 待遇・福利厚生

- ・兼業は、業務に支障のない範囲で認めます。ただし、事前相談のうえ届出が必要です。
- ・原則として、勤務時間中の移動については公用車を使用します。
- ・住居費については、居住家賃のうち月額最大 40,000 円まで支援します。
- ・転居に要する費用、光熱水費、通信費、自治会費等は個人負担となります。
- ・その他活動に必要なもの（出張に係る旅費、消耗品、燃料、その他活動に係わる経費等）は、予算の範囲内で支給します。

15 その他

- ・長岡市の会計年度任用職員として採用します。
- ・会計年度任用職員の任用及び勤務条件は、「長岡市会計年度任用職員に勤務時間、休暇等に関する規則」により運用します。
- ・初年度の任用期間は任用（採用）の日から採用年度の 3 月 31 日までとします。ただし、活動に取り組む姿勢・成果などを考慮し、最長で 3 年間まで延長することがあります。

(担当：長岡市市民協働推進部スポーツ振興課)